

(別紙3)

主任介護支援専門員更新研修の受講要件について

介護支援専門員証の有効期限内に主任介護支援専門員更新研修を修了できる者で、介護支援専門員証の有効期間または主任介護支援専門員研修修了証書の有効期限が概ね2年以内に満了し、なおかつ、以下の(1)から(5)の要件のいずれかに該当する者。

(1) 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者		提出書類
対象研修の実施期間	前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までに実施した研修	
対象の研修 (県内外を問わない)	<ul style="list-style-type: none"> ●県内外での介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づく以下の研修。 <ul style="list-style-type: none"> ①介護支援専門員実務研修 ②介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ又は専門研修課程Ⅱ） ③介護支援専門員再研修（有効期間経過者向け） ④介護支援専門員更新研修（実務未経験者向け） ⑤主任介護支援専門員研修 ⑥主任介護支援専門員更新研修 ●日本介護支援専門員協会（各都道府県支部も含む）が行う研修。 ●沖縄県介護支援専門員協会が行う研修 	<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●【様式1】講師等担当実績証明書（本人記入） ●講師等実績の証明できる資料（依頼文の写し、講師名入り要項等）
(2) 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者		提出書類
対象研修の実施期間	前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までに実施した研修	
「地域包括支援センターや職能団体等」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●沖縄県介護支援専門員協会（地域支部を含む） ●日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む） ●日本ケアマネジメント学会 ●社会福祉協議会 ●地域包括支援センター ●行政機関 ●医師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会など <p>※職能団体等は法人格を持つものに限る。</p>	
「法定外の研修等」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●介護支援専門員の資質向上に関する研修や講演会又は研究大会。 (勉強会は含まない。※講師を立てていれば研修会、立てていなければ勉強会。また、同一事業所内職員のみで行う集まりも研修とは認めない。) ●事例検討会は認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●【様式2】研修等受講証明書（本人記入） ●各研修の実施内容がわかる資料（実施要項等）
「4回以上」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●1つ目の研修を受講してから1年の間に4回以上とし、暦年（1月～12月）や年度（4月～3月）は無関係とする。 ●受講した全研修の総時間数が12時間以上。 (例：2時間の研修×4回=総時間数8時間（要件未達成）、4時間の研修×2回+1時間の研修×4回=総時間数12時間（要件達成）) 	
(3) 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者		提出書類
対象研修の実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ●前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までに実施した研修 <p>※共同発表者としての発表も含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●【様式3】演題発表等実績証明書（本人記入） ●演題発表等実績が証明できる資料（依頼文の写し、発表者名入り要項等）
(4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー		提出書類
		<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●認定ケアマネジャー登録証の写し
(5) 主任介護支援専門の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認められる者		提出書類
「都道府県が適当と認める者」の考え方	<p>●原則として上記（1）から（4）までの要件のいずれかを満たして申込むこと。 ただし、やむを得ない事情により上記要件のいずれも満たすことができなかつた者であつて、以下①から④までの要件による申込みを行うことが適当と認める者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現に地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配置されるものであつて、勤務期間が3年以上の者 ② 前回の主任介護支援専門員（更新）研修修了日の翌日から本研修申込締切日までに介護支援専門員実務研修の実習において、実習生を受け入れ、指導を担当した者 ③ 介護支援専門員に係る職能団体が行う研究会等で演題発表等を行った者 ④ 市町村長が、上記①から③までの要件に相当する実績・根拠等を有すると認め、推薦する者（①から③の要件を満たせない特段の理由がある者） 	<ul style="list-style-type: none"> ●主任介護支援専門員更新研修受講申込書 ●上記（1）から（4）までの要件のいずれも満たすことできなかつた理由書（自由様式） ●該当要件に応じて以下の各必要書類を提出 <ul style="list-style-type: none"> ①【様式4】地域包括支援センター勤務証明書（法人代表者記入） ②【様式5】実務研修実習指導実績証明書（法人代表者記入） ③④【様式3】演題発表等実績証明書（本人記入） (口) 演題発表等実績が証明できる資料（依頼文の写し、発表者名入り要項等） ④市町村長からの推薦書（自由様式） ※市町村長は、①から③までの要件に相当する実績・根拠等を有すると認め、推薦する理由を明確かつ具体的に記載する。 必要に応じて、県から実績・根拠等を証明する資料の要求や確認を行う場合もある。

※要件（1）（2）（3）（5）において、過去に提出した内容での申請は受付できません。

※提出書類に虚偽の申請があった場合、受講した研修は無効になりますのでご留意ください。